

-東面-



壁
基準3:横羽目板張り間仕切壁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(東面扉)
基準3:ガラス入り両開扉、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面-

天井
基準2:打上げ天井
基準2:塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1:天井廻縁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準4:カーベツ敷



壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準4:付縁



-西面-

壁
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

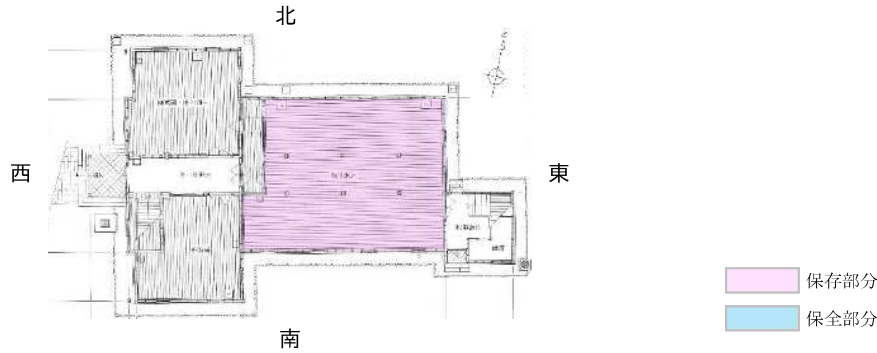
床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)
基準4:カーベツ敷



開口部建具(西面南寄り)
基準1:ガラス入り両開き自在扉・嵌殺
ガラス入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準2:沓摺

【内部1階】大展示室



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	不	下張り板(捨板)	昭和35年以前のもの。未調査のため当初材が残る可能性があり安全側を見て基準1とした。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補のフローリング張り。昭和35年以前のもの。
	基準4	後	カーペット敷	一部に敷設
	基準2	準オ	杓摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準1	準オ	打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)	大展示室の一部(北側)については、時代は断定できないが後補材である(昭和8年と推察される)。それ以外は未解体のため年代不明。安全側を見て基準1とした。
	基準1	不	天井廻縁	未解体のため詳細不明だが線形の形状に差異は認められない。旧小部屋の痕跡を残すことから安全側を見て基準1とした。
壁	基準2	準オ	横羽目板張り	昭和8年に腰竖羽目板・上部漆喰塗に貼替したものを昭和42年に横羽目板張りとする。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
	基準3	後	横羽目板張り間仕切壁(廊下との仕切壁)	昭和24年に新設
開口部建具	基準3	後	東面扉・ガラス入り両開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明だが、大正13年東階段室設置時以降の新しい年代のもの
	基準3	後	西面扉・ガラス入り両開き自在扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	当初にない廊下壁面の扉。年代不明だが、塗装の塗り重ねが少ない点からも、新しい年代のものと思われる(廊下東面扉と同一扉)。
	基準2	準オ	北南東窓：上げ下げガラス窓、建具枠	南東窓は昭和42年(昭和8年のものを切り縮めて再用)に復原、北面は昭和42年に復原、北面西端窓は平成10年修理で復原(廊下との境界に位置)。
主要材	基準1	オ、準オ	独立柱	2列×3本。主要な構造
	基準3	後	独立柱化粧板	昭和8年に独立柱を化粧板で被覆。昭和42年に取替、塗装仕上げ。
	基準1	オ、準オ	梁	主要な構造
塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準4	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。
その他	基準3	後	煙突(屋根下：煉瓦積み/プラスター塗)	当初位置の煙突は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年(北面東側)昭和24年以前(北面西側)に設置。昭和42年修理ではプラスターの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。
	基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。
	基準4	後	温暧房器具、配管	平成10年修理で設置
	基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置
	基準5	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置

※オ：オリジナル/準オ：準オリジナル/後：後補/不：不明

部位設定図

-北面01-

天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1: 天井廻縁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準3: 煙突(屋根下: 煉瓦積み/プラスター塗)
基準4: 塗装(合成樹脂エマルジョン塗)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)



照明器具
基準4: ベースライト

壁
基準2: 横羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

開口部建具
基準2: 上げ下げガラス窓、建具枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準4: 温水暖房器具、配管

-北面02-

その他
基準4: 音響設備



主要材
基準1: 梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 独立柱
基準3: 独立柱化粧板
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準3: 煙突(屋根下: 煉瓦積み/プラスター塗)
基準4: 塗装(合成樹脂エマルジョン塗)

-東面01-

天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1: 天井廻縁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(西面)
基準3: ガラス入り両開き自在扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準2: 畳摺



照明器具
基準4: ベースライト

主要材
基準1: 梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 独立柱
基準3: 独立柱化粧板
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

壁
基準3: 横羽目板張り間仕切壁(廊下との仕切壁)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)
基準4: カーベツト敷(一部)

-東面02-

天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1: 天井廻縁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)



壁
基準2: 横羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

-南面01-

- 天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1: 天井廻縁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準4: 温水暖房配管
- その他
基準5: 移動式粉末消火設備
- 床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)



- 照明器具
基準4: ベースライト
- 壁
基準2: 横羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具
基準2: 上げ下げガラス窓、建具枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準4: 温水暖房器具

-南面02-

- 主要材
基準1: 梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



- その他
基準4: 音響設備
- 主要材
基準1: 独立柱
基準3: 独立柱化粧板
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

-西面-

- 天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1: 天井廻縁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準2: 横羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具
基準2: 上げ下げガラス窓、建具枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準4: 温水暖房器具



- 照明器具
基準4: ベースライト
- 主要材
基準1: 梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(東面)
基準3: ガラス入り両開扉、建具枠、嵌殺しガラス欄間付き
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準2: 沓摺
- 床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)

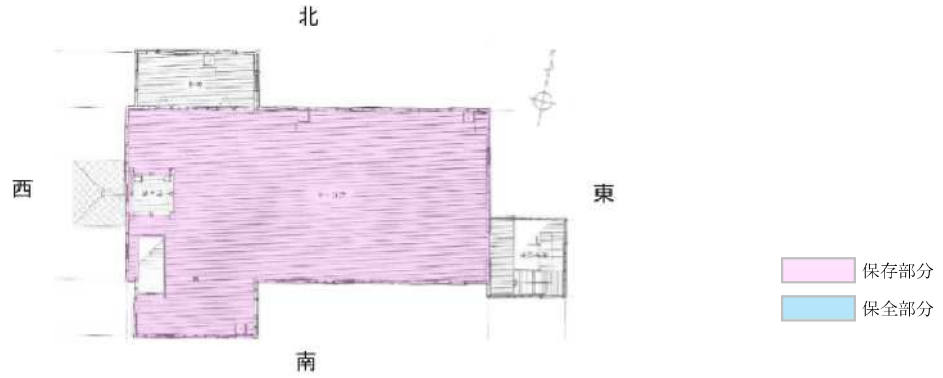
-天井全体(西方向)-

- 天井
基準1: 打上げ天井(独立柱の上に2階梁下端が突出)
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準4: ベースライト



- 主要材
基準1: 梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1: 独立柱
基準3: 独立柱化粧板
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

【内部2階】2階ホール



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	オ、準オ	下張り板(捨板)	約7割が当初材、その他は年代不明。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補、平成10年修理で全面張替え
	基準2	準オ	査摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準1	オ、準オ	化粧小屋裏(小屋組現し)、付軒桁(妻壁部除く)	小屋組材は昭和51年に母屋1本取替え以外は当初材。野地板は当初材とS51,H10に取替えた箇所あり。
壁	基準1	オ、準オ	横羽目板張り	妻壁上部・翼屋妻壁上部に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼替。
	基準1	オ、準オ	垂壁(横羽目板張り)	主屋境合掌に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼替。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
	基準1	不	【時計塔】縦羽目板張り	年代不明。2階ホールの壁に準じて基準1とする。
開口部建具	基準1	不	北面(北翼屋境界)扉:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした。(資料保管室南面扉と同一扉)
	基準3	後	東面(主屋部)扉:ガラス入り両開扉、建具枠	年代不明だが、大正13年東階段室設置時以降の新しい年代のもの
	基準2	準オ	北西南東窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り詰めて再用)の改修で窓高さ10cm下げて復原。失われていた笠木は1階に倣い復原。
主要材	基準1	オ、準オ	小屋組(化粧小屋裏一合掌、繫丸鋼、繫梁、繫丸鋼吊丸鋼、真束、方杖、火打ち、棟木、母屋、野地板)	当初材。母屋1本は昭和51年に取替え。野地板は当初材とS51,H10に取替えた箇所あり。
	基準1	オ	独立柱	本屋と南翼屋の境にある垂壁の中央に立てられている独立柱。当初材。
	基準1	オ	持送り	本屋と南翼屋の境にある垂壁の中央に立てられている独立柱の持送り。独立柱と同様に当初材と思われる。
	基準1	オ	【時計塔】柱、筋違	
塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準2	後	シャンデリア	昭和8年に中央の電灯をシャンデリアとした。これに倣い昭和42年に製作し4個取付。意匠上特徴的。
	基準4	後	アッパーライト、ダウンライト、演出照明(繫丸鋼に設置)	平成10年時計台建築活用工事及びそれ以降に設置。
その他	基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラストー塗)	当初位置は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年(北面東側・南面)昭和24年以前(北面西側)に設置。昭和42年修理ではプラストーの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。
	基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。
	基準4	後	温暧房器具、配管	平成10年修理で設置
	基準4	後	音響設備、監視カメラ	平成10年修理で設置
	基準5	後	移動式粉末消火設備	平成10年修理で設置
	基準4	後	ステージ(仮設)	平成10年修理で仮設置
	基準4	後	【時計塔】木製棧、仮囲い(強化ガラス)	平成10年修理で設置

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-北面01-

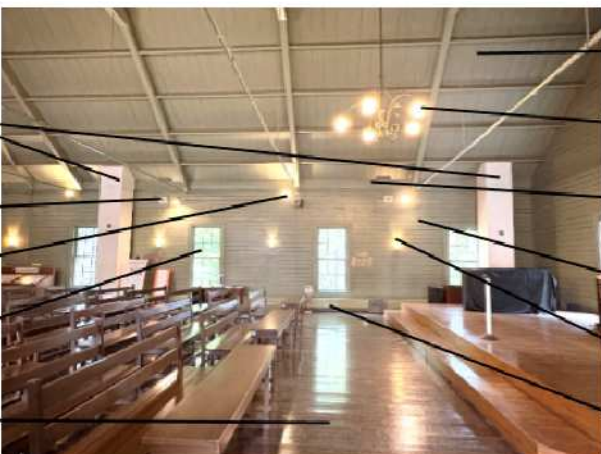
- その他
基準4:音響設備
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準4:アッパーライト
- 開口部建具(北面北翼屋境界)
基準1:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス
入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準4:ダウンライト
- 天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(北面北翼屋境界)
基準1:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス
入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-北面02-

- その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦横み/ブ
ラストー塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルシ
ョン塗)
- その他
基準4:音響設備
- 照明器具
基準4:ダウンライト
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準2:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準2:シャンデリア
- 天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準4:アッパーライト
- その他
基準4:温水暖房器具、配管

-東面01-

- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準2:シャンデリア
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-東面02-

- 天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準4:付縁

-南面01-

- その他
基準4:音響設備
- 照明器具
基準4:ダウンライト
- 照明器具
基準4:アッパーライト
- その他
基準5:移動式粉末消火設備
- その他
基準4:温水暖房器具、配管
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準4:ダウンライト
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面02-

- その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルジョン塗)
- その他
基準4:音響設備
- 照明器具
基準4:アッパーライト
- その他
基準4:温水暖房器具、配管
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 照明器具
基準2:シャンデリア
- その他
基準4:監視カメラ
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-西面01-

- 照明器具
基準2:シャンデリア
- その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルジョン塗)
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準4:ステージ(仮設)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(東面主屋部)
基準3:ガラス入り両開扉、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準2:杏摺
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)

-西面02-

- 壁
基準1:垂壁(横羽目板張り)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1:持送り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1:独立柱
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



- 天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルジョン塗)
- 開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

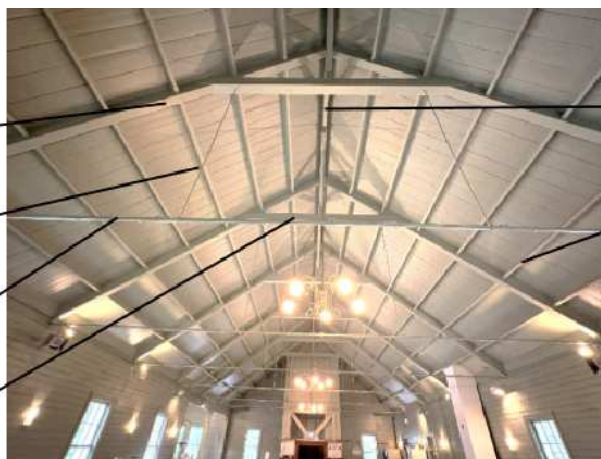
-天井全体(西方向)-

主要材(小屋組)
基準1:合掌
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:繫丸鋼吊丸鋼
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:繫丸鋼
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:繫梁
基準2:塗装(油性調合ペイント)



主要材(小屋組)
基準1:棟木
基準2:塗装(油性調合ペイント)

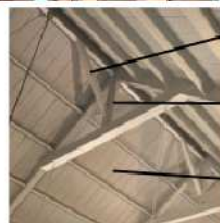
主要材(小屋組)
基準1:母屋
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:方杖
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:真束
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:野地板
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:火打ち
基準2:塗装(油性調合ペイント)



-演出照明拡大-

照明器具
基準4:演出照明(繫丸鋼に取付け)

照明器具
基準4:演出照明(繫丸鋼に吊り下げ)



-北面(時計塔部)-

主要材
基準1:筋違(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)



壁
基準1:豎羽目板張り(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:柱(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準4:木製棧
基準4:仮囲い(強化ガラス)

-南面(時計塔部)-



照明器具
基準4:ダウンライト

主要材
基準1:筋違(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:縦羽目板張り(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:柱(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準4:木製棧

その他
基準4:仮囲い(強化ガラス)

その他
基準5:移動式粉末消火設備

-西面(時計塔部)-



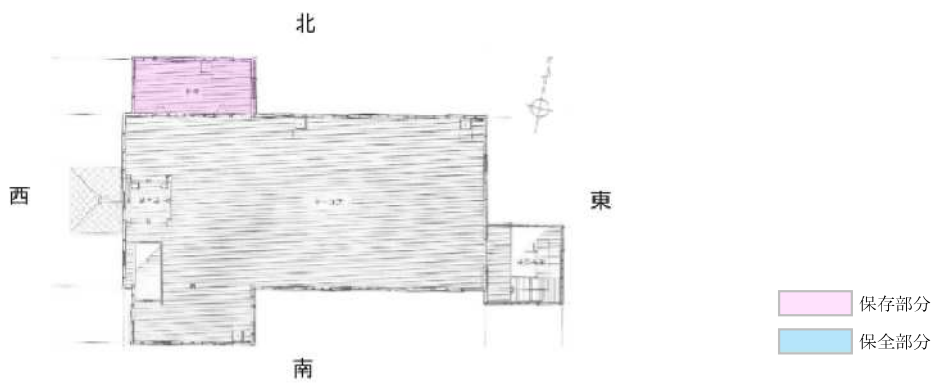
主要材
基準1:筋違(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:柱(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:縦羽目板張り(時計塔)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準4:仮囲い(強化ガラス)(時計塔)

【内部2階】資料保管室(2階事務室、2階倉庫)



部位設定表

部位	基準	分類	仕様	備考
床	基準1	オ、準オ	下張り板(捨板)	約7割が当初材、その他は年代不明。
	基準3	後	仕上材(フローリング)	後補、平成10年修理で全面張替え
	基準2	準オ	査摺	後補材、昭和42年の取替材と思われる
天井	基準1	オ、準オ	化粧小屋裏(小屋組現し)、付軒桁(妻壁部除く)	当初材。野地板は当初材とS51,H7に取替えた箇所あり。
	基準5	後	木組み物置天井(エキスパンドメタル)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。
	基準5	後	化粧石膏ボード(小屋組みを覆う)	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。
壁	基準1	オ、準オ	横羽目板張り	翼屋妻壁上部、主屋境合掌に当初材が残る。その他、ほとんどは昭和42年貼替。
	基準5	後	間仕切壁	平成10年修理で、資料保管室を倉庫とさっぽろ時計台の会事務局室とを分ける間仕切壁設置。非公開のため基準5とした。
	基準1	不	幅木	年代特定できていないため、安全側を見て基準1とした。
	基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
開口部建具	基準1	不	南面(展示室境界)扉:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠	年代不明。昭和8年にガラスを嵌めた。建具枠には建具取外しや蝶番位置変更の痕跡が残り、安全側を見て基準1とした(展示室北面扉と同一扉)。
	基準2	準オ	北西東窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り詰めて再用)の改修で窓高さ10cm下げて復原。失われていた笠木は1階に倣い復原。
主要材	基準1	オ、準オ	小屋組(化粧小屋裏-合掌、繫梁、真束、方杖、棟木、母屋、野地板)	当初材。野地板は当初材とS51,H10に取替えた箇所あり。
塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
照明器具	基準5	後	ベースライト	平成10年時計台建築活用工事にて設置。非公開のため基準5とした。
その他	基準3	後	煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスター塗)	当初位置は明治39年に撤去。現在のものは昭和24年に設置。昭和42年修理ではプラスターの塗直し。平成10年修理でモルタル補修、鉄筋・モルタル充填補強。
	基準4	後	煙突塗装(合成樹脂エマルジョン塗)	平成10年修理でモルタル補修のうえ合成樹脂エマルジョン塗としている。
	基準5	後	コンセント盤	
	基準5	後	木組み物置	平成10年修理で設置
	基準5	後	カーテンレール、カーテン	

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図(2階倉庫)

-北面01-

開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)

-北面02- (木組み物置上部)

照明器具
基準5:ベースライト



天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスチック塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルジョン塗)

-東面-

開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1:付軒付
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面01-

壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)

開口部建具(南面展示室境界)
基準1:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)



その他
基準5:コンセント盤



壁
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-南面02-
(木組み物置上部)

主要材(小屋組)
基準1:野地板

壁
基準1:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:方丈
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:母屋
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-西面01-



その他
基準3:煙突(屋根下:煉瓦積み/プラスチック塗)
基準4:塗装(合成樹脂エマルション塗)

壁
基準5:間仕切壁

その他
基準5:木組み物置

床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材(フローリング)

-西面02-
(木組み物置上部)

照明器具
基準5:ベースライト

主要材(小屋組)
基準1:野地板



天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)

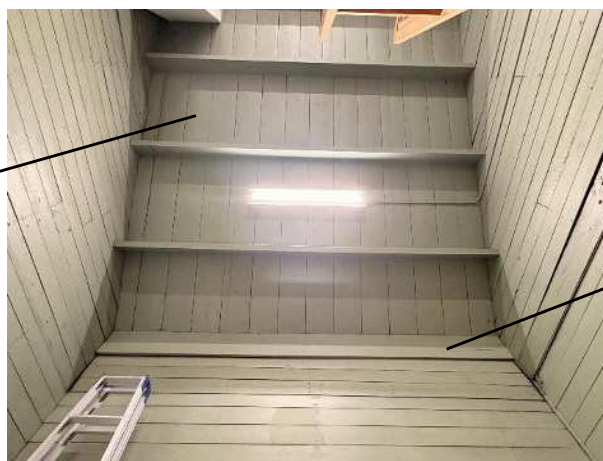
主要材(小屋組)
基準1:棟木
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:方杖
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材(小屋組)
基準1:母屋
基準2:塗装(油性調合ペイント)

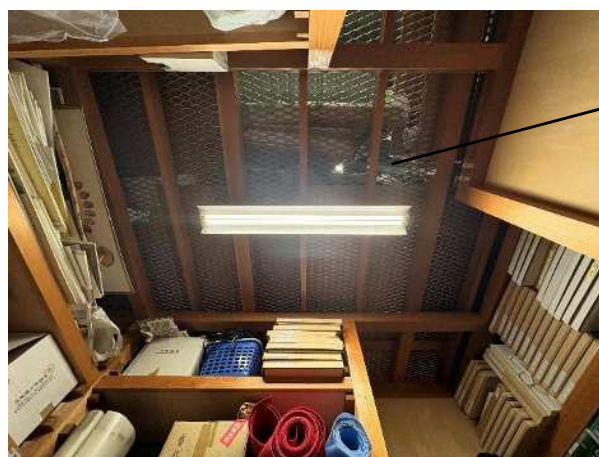
-天井-

天井
基準1:化粧小屋裏(小屋組み現し)
基準2:塗装(油性調合ペイント)



天井
基準1:付軒桁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-天井-
(木組み物置上部)



天井
基準5:木組み物置天井
(エクスパンドメタル)

部位設定図(2階事務室)

-北面-

その他
基準5:カーテン、カーテンレール

開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠

その他
基準5:木組み物置



-東面-

壁
基準5:間仕切壁



-南面-

壁
基準1:横羽目板張り

開口部建具(南面展示室境界)
基準1:ガラス入り片開扉・嵌殺ガラス
入り欄間付、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準5:木組み物置



-西面-

その他
基準5:カーテン、カーテンレール

開口部建具
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

その他
基準5:木組み物置

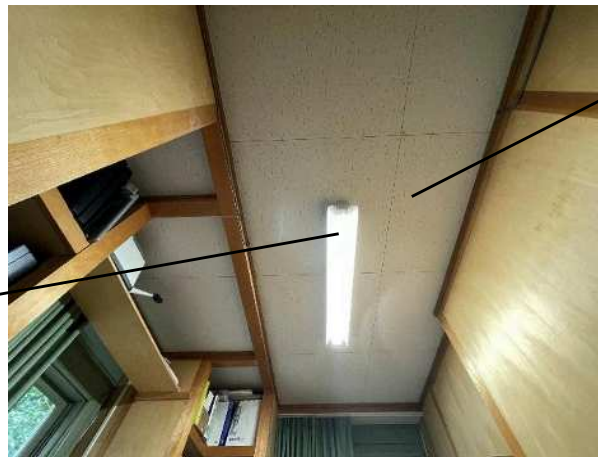


-床-



床
基準1:下張り板(捨板)
基準3:仕上材
(フローリング)

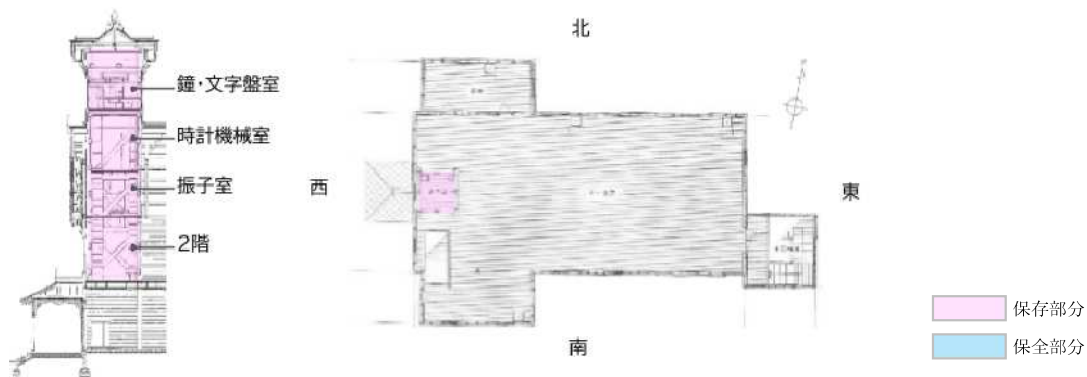
-天井-



天井
基準5:化粧石膏ボード
(小屋組みを覆う)

照明器具
基準5:ベースライト

【内部2階以上】時計塔



部位設定表

部分	部位	基準	分類	仕様	備考
1階	その他	基準1	不	分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする。平成10年修理で分銅案内枠の補強方法を変更。(写真は「玄関ホール」で掲載)
2階	床	基準1	オ、準オ	下張り板(捨板)	約7割が当初材、その他は年代不明。
		基準3	後	仕上材(フローリング)	後補、平成10年修理で全面張替え
	天井	基準1	不	吹き抜けおよび板掛渡し(3階床)	年代不明のため安全側を見て基準1とする
		基準2	準オ	横羽目板張り(西面)	昭和42年貼替。
	壁	基準1	不	縦羽目板張り	年代不明。2階ホールの壁に準じて基準1とする
		基準1	不	幅木	年代特定できていないが、他と異なる面取りとなっており当初材の可能性があるので、安全側を見て基準1とした。
		基準4	後	付縁	昭和42年に、フローリングと幅木の不陸矯正が完全ではないため付加したもの。将来は取り去られるべきものとされるため、基準4とした。
		基準4	後	仮囲い(強化ガラス)	平成10年修理で、金網から強化ガラスに変更
		基準4	後	木製棧	後補。
	開口部建具	基準2	準オ	西窓:上げ下げガラス窓、建具枠	昭和42年(昭和8年のものを切り詰めて再用)の改修で窓高さ10cm下げて復元。失われていた笠木は1階に倣い復元。
	主要材	基準1	オ、準オ	柱、差梁、筋違	
	照明器具	—	—	—	—
	その他	基準1	不	分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする。平成10年修理で張板の隙間を詰めて張り直し補足材で調整。
		基準1	不	梯子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・額縁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
振り子室	床	基準1	不	板掛け渡し	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	天井	基準1	不	根太天井	年代不明のため安全側を見て基準1とする
		基準1	不	板張り	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	壁	基準1	不	縦羽目板張り、横羽目板張り	年代不明。2階ホールの壁に準じて基準1とする
	開口部建具	—	—	—	—
	主要材	基準1	オ、準オ	柱、根太、差梁・筋違	
	照明器具	基準5	後	ベースライト	昭和62年照明器具取替。平成10年照明器具更新。
	その他	基準1	不	梯子	年代不明のため安全側を見て基準1とする。
		基準1	不	分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする。
		基準1	不	振り子収納箱	年代不明のため安全側を見て基準1とする。平成10年修理で隙間を埋木補修。
		基準1	不	手摺(木製)	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	塗装	基準2	準オ	主要材・天井・内壁・建具等木部塗装	油性調合ペイント
時計機械室	床	基準1	オ	板張り	当初材
	天井	基準5	後	石膏ボード張り	昭和42年に施工
	壁	基準5	後	石膏ボード張り(差梁・筋違露出)	昭和42年に施工
	開口部建具	—	—	—	—
	主要材	基準1	不	差梁・筋違	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	照明器具	基準5	後	ベースライト	平成10年修理で照明器具更新。
	その他	基準1	不	梯子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
		基準1	オ	分銅案内枠	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	塗装	基準2	準オ	主要材・建具等木部塗装	油性調合ペイント
	その他	基準1	不	板張り	年代不明のため安全側を見て基準1とする
鐘・文字盤室	床	基準5	後	防水シート張り	昭和42年に施工
		基準1	不	小屋組現し(垂木、野地板)	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	天井	基準1	不	縦羽目板張り(文字盤裏)	年代不明のため安全側を見て基準1とする
		基準1	オ	羽根板(文字盤周囲)	文字盤周囲の羽根板はすべて当初材(明治14年)
		基準1	不	千鳥破風裏面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする
	開口部建具	—	—	—	—
	主要材	基準1	不	小屋組	
	照明器具	基準5	後	ベースライト	平成10年修理で照明器具更新。
	その他	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—

※オ:オリジナル/準オ:準オリジナル/後:後補/不:不明

部位設定図

-2階北面-

壁
基準1: 縦羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 分銅案内枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

壁
基準4: 仮囲い(強化ガラス)

主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 筋違
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

壁
基準4: 木製棧
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)

-2階東面-

壁
基準4: 仮囲い(強化ガラス)

主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 筋違
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 柱
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準3: 仕上材(フローリング)

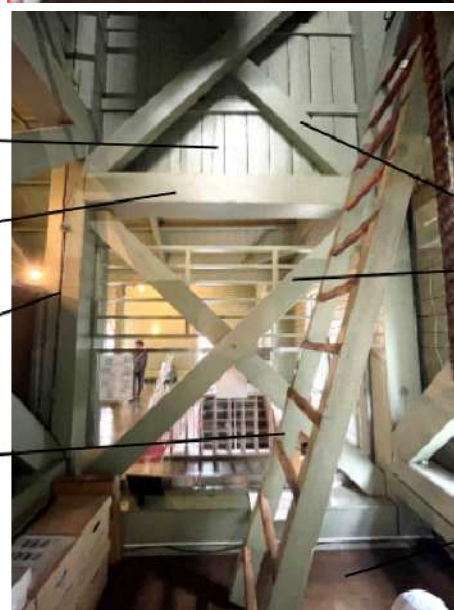
-2階南面-

壁
基準1: 縦羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 柱
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 梯子
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 筋違
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 下張り板(捨板)
基準2: 仕上材(フローリング)

-2階西面-

- 壁(西面)
基準2:横羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準1:梯子
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準1:幅木
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 壁
基準4:付録
基準2:塗装(油性調合ペイント)



- 主要材
基準1:筋違
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 開口部建具(西窓)
基準2:上げ下げガラス窓、建具枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準1:分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1:差梁
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 床
基準1:下張り板(捨て板)
基準3:仕上材(フローリング)

-2階天井-

- その他
基準1:梯子
基準2:塗装(油性調合ペイント)



- 天井(3階床)
基準1:板掛流し

-振り室(3階)北面-



- 壁
基準1:縦羽目板張り
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- 主要材
基準1:筋違
基準2:塗装(油性調合ペイント)
- その他
基準1:分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-振子室(3階)東面-

壁
基準1: 縦羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 筋違
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 分銅案内枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 梯子
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 手摺
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 根太
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

天井
基準1: 板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

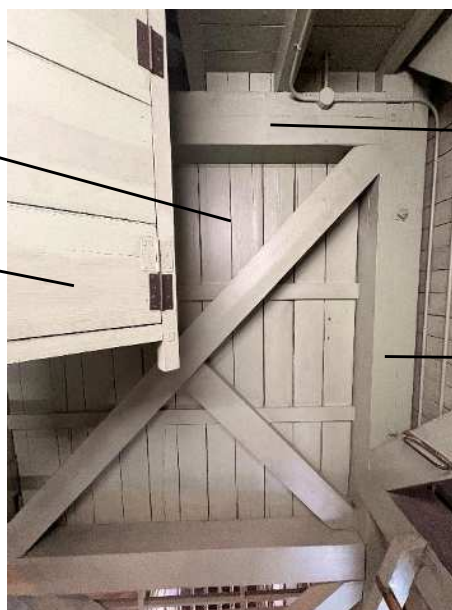
その他
基準1: 振り収納箱
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 板掛流し

-振子室(3階)南面-

壁
基準1: 縦羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 振り収納箱
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 柱
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

-振子室(3階)西面-

天井
基準1: 板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

照明器具
基準5: ベースライト

壁
基準1: 横羽目板張り
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 差梁
基準2: 塗装(油性調合ペイント)



主要材
基準1: 根太
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

その他
基準1: 分銅案内枠
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1: 筋違
基準2: 塗装(油性調合ペイント)

床
基準1: 板掛流し

-時計機械室
(4階)北面-



その他
基準1:分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

壁
基準5:石膏ボード張り

主要材
基準1:筋違
基準2:塗装
(油性調合ペイント)

-時計機械室
(4階)東面-



壁
基準5:石膏ボード張り

天井
基準5:石膏ボード張り

その他
基準1:分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:筋違
基準2:塗装(油性調合ペイント)

床
基準1:板張り

-時計機械室
(4階)南面-



壁
基準5:石膏ボード張り

照明器具
基準5:ベースライト

主要材
基準1:差梁
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:筋違
基準2:塗装(油性調合ペイント)

付属資料1

-時計機械室
(4階)西面-

壁
基準5:石膏ボード張り

床
基準1:板張り



天井
基準5:石膏ボード張り

その他
基準1:分銅案内枠
基準2:塗装(油性調合ペイント)

主要材
基準1:筋違
基準2:塗装(油性調合ペイント)

-鐘・文字盤室(5階)-

照明器具
基準5:ベースライト

床
基準1:板張り
基準5:防水シート張り



-鐘・文字盤室(5階)-

壁
基準1:縦羽目板張り
(文字盤裏)

壁
基準1:羽根板(文字盤周囲)

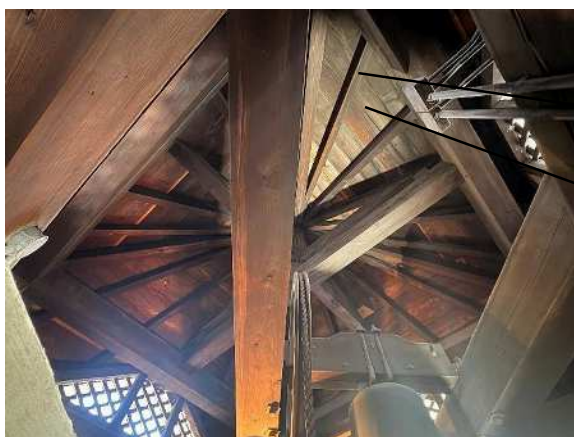
壁
基準1:千鳥破風妻面菱格子



-鐘・文字盤室
(5階)・天井-

天井(小屋組現し)
基準1:垂木

天井(小屋組現し)
基準1:野地板



部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁	
躯体	基礎	基準5	後	外周基礎、間仕切り基礎	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設	昭和42年の修理にて、在来の煉瓦積基礎を撤去して、無筋コンクリート布基礎を設けた(P12・30・39)。	
		基準2	準才	外周基礎の凝灰岩貼仕上	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設の際、古写真に基づき復原で凝灰岩軟石貼	昭和42年の修理にて新設(P39・46)、無筋コンクリート基礎+軟石(凝灰岩)貼仕上(P30)(凝灰岩・軟石貼は古写真に基づき復原(P46))。在来の煉瓦積基礎を撤去して、無筋コンクリート布基礎を設け、見え掛かりは札岬軟石貼とした(P12)。	
		基準5	後	独立柱下	昭和42年にコンクリート独立基礎を新設	昭和42年の修理にて新設、コンクリート独立基礎(P30)	
		基準5	後	床束下	昭和42年に既製品コンクリート製蟻燭基礎を新設	昭和42年の修理にて新設、既製品コンクリート製蟻燭基礎(P30・44)	
		基準2	準才	玄関独立柱基礎(安山岩)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる	安山岩(硬石)古叩き仕上(P30)。古写真からも基礎石が確認でき、材種は判明できないが、同様の姿を保っていると想定できる。	
	軸組	基準2	準才	土台	明治39年曳家により当初の土台詳細は不明だが木材であった。昭和42年に全て石材から木材に取替。	当初木材→M18石材に改修(P6)。昭和8年修理(P8)。昭和42年の修理にて5寸角の木材で全て取替え(P12・P39)(明治39年の曳家移転により当初の基礎・土台の詳細は不明(P39))	
		基準1	才、準才	通柱	当初材および後補材による復原	ほぼ当初材(本屋北面の引違連窓に改修されていた部分を昭和42年に復原、昭和42年腐朽箇所の根継ぎ修理あり(P12・P96-106/図5～16))。昭和39年時計塔柱1本根継ぎ(P11)	
		基準1	才、準才	間柱	当初材および後補材による復原	ほぼ当初材(本屋北面の引違連窓に改修されていた部分を昭和42年に復原(P12・P96-106/図5～16))	
		基準1	才、準才	筋違	当初材および後補材による復原	ほぼ当初材(本屋北面の引違連窓に改修されていた部分を昭和42年に復原(P12・P96-106/図5～16))	
		基準1	才、準才	窓楣	当初材および後補材による復原	当初(明治11年、昭和24年、昭和42年、平成10年材(P96-106/図5～16))。(本屋北面の引違連窓に改修されていた部分および全ての窓高さを昭和42年に復原(P12))	
		基準1	才、準才	窓台	当初材および後補材による復原	当初(明治11年、昭和24年、昭和42年、平成10年材(P96-106/図5～16))。(本屋北面の引違連窓に改修されていた部分および全ての窓高さを昭和42年に復原(P12))	
		基準1	才	胴差	当初材	当初材(P12・P96-106/図5～16)	
		基準1	才	軒桁	当初材	当初材(P40・P96-106/図5～16)	
		基準1	不	火打梁	当初が後補か不明。ボルトは四角頭の古い形式のため安全側を見て基準1とした。	2階ボールの北東隅(昭和24年に撤去)を除く3方に軒桁と妻梁を結び取り付く。ボルトは古い四角頭の形式だが、明治34年古写真でも存在がはっきりせず、当初が後補か判断できない(P40)。	
		基準1	不	玄関独立柱	当初が後補か不明。根継ぎの補修痕があり、安全側を見て基準1とした。	昭和39年玄関柱根継(時計塔柱1本、本家柱1本-抱合せ部-)を高さ1.2mで根継ぎ。これに伴う柱補修(P11)	
		床組	1階 北翼屋(小展示室)	才含む	床組	当初の床構造の詳細不明。昭和42年の修理で既存材を再利用。根太には当初材(丸鋸製材品)を含む。	1階床組は昭和42年の改修で、小展示室を古材で構成した以外は材料・構造とも変わっている(P109)。
				基準1			昭和42年の修理で1階の床組みは北翼屋のみ既存材を再用(P12)。小展示室に集められている根太には当初材(丸鋸製材品)を含み、六寸角の大引には中古の根太掘り(大入れ仕口か?)がある(P44)。当初の床構造の詳細は不明(P44)。明治39年に床高変更→昭和42年に地盤からの床高80cmに設定(P7・P12)
			1階 上記以外全体	後	床組	当初の床構造の詳細不明。昭和42年の修理で材料・構造とも変更。	1階床組は昭和42年の改修で、小展示室を古材で構成した以外は材料・構造とも変わっている(P109)。
				才、準才	床組	当初材と想定される材が残り、当初の状態をよく残している。	1階床組は昭和42年の改修で、小展示室を古材で構成した以外は材料・構造とも変わっている(P109)。
2階 全体	基準1				根太の断面はきれいな矩形に丸鋸製材(P44)。当初の状態をよく残す二階床組(P109)。創建時にあった小展示室東側の小部屋の柱を受ける桁穴痕が2階根太に残る(P34)。階段降り口部の根太、根太脇の不陸調整材、一部根太受金具、五平柱を丸鋸で繋ぐ間き止め措置、煙突設置に伴う根太切断箇所以外は当初形式(P44)。昭和42年、二階の床組は梁間方向の三か所(五平柱の立つ位置)に鉄筋を通して締め付け補強(P12)。		
	基準5	後	補強材	後補	後補		

部分	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
躯体	小屋組	基準1	才	合掌	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才	繫丸銅	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
躯体	主屋・翼屋	基準1	才	繫梁	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才	梁丸銅吊丸銅	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才	真束	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才	方杖	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才	棟木	当初材	当初材。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才、準才	母屋	ほぼ当初材(昭和51年修理で1本取替え)	ほぼ当初材(昭和51年修理で1本取替え)。野地板を除く小屋組材は昭和51年修理で取り替えられた母屋(1本)以外は当初材(P43)。
		基準1	才、準才	野地板	当初材とS51,H7に取替えた箇所あり。	当初材(M11)およびS51,H7で取替えた箇所あり(P47・図22)
		基準1	不	火打梁	当初が後補か不明。ボルトは四角頭の古い形式のため安全側を見て基準1とした。	2階ボールの北東隅(昭和24年に撤去)を除く3方に軒桁と妻梁を結ぶ形で取り付く。ボルトは古い四角頭の形式だが、明治34年古写真でも存在がはっきりせず、当初が後補か判断できない(P40)。
		基準1	不	小屋梁	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	小屋束	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	棟木	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	隅木	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	後、不	垂木(押垂木)	平成10年修理で一部補修・取替。その他は年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理では玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。平成10年修理では、玄閣は南側の垂木が折損していたため取り替え(P109、組立12)。※垂木破損の原因は時計塔からの氷雪落下説と、雪下(し)に起因するといふ説の、二つがある(P109)
		基準1	不	配付垂木	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	面戸板	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	化粧裏板	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	野地板	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	雨押え	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	玄閣廻りは野地板まで全解体している(P81)が、年代に関する記載はなく詳細不明。
		基準1	不	敷梁	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
躯体	時計塔	基準1	不	小屋梁	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	差梁	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	真束	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	小屋束	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	隅木	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	垂木	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	野地板	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不	母屋	年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不		年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不		年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不		年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。
		基準1	不		年代不明のため、安全側を見て基準1とした。	平成10年修理時、時計塔の小屋組に破損はなかった(P109)。その他、時計塔小屋組みの年代に関する記載は無い。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明

外観	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・出典 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
屋根		基準2	後	亜鉛引鉄板変置	明治42～44年の間に瓦葺きから金属板変置に変更。変置となつてからの取付けはほとんど変わらなかつた(写真資料3)。時計台の意匠にて特徴的なものとして基準2とした。	当初は杜草葺屋根。現在杜草引鉄板変置、ルーフィング葺。明治42年～44年の間に金属板変置に改修したものを確認。S8、S24、S42、S51、H41に屋根修理の記録あり(P120)。変置となつてからの取付けはほとんど変わらない(写真資料3)
		基準5	後	【主屋・奥座敷部】敷用瓦葺きル、ルーフィング葺	平成10年修理で土居葺を撤去して設置	平成10年修理で土居葺を撤去して設置(P94)
		基準2	準才	【主屋・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で置き替へ。	当初は杜草葺屋根。現在杜草引鉄板変置、土居葺。明治42年～44年の間に金属板変置に改修したものを確認。平成10年修理で新材に置き替へ(P68・P124・補注P13)。置き替へ前は明治末本年材(P117・P120)。
		基準5	後	ルーフィング・タイミング(時計塔屋根軒先、本座と奥座敷(各4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新(玄関屋根軒先は平成10年修理で新設)	昭和51年、時計塔屋根軒先・本座と奥座敷(各4カ所)に設置。平成10年修理で、既設部分の更新に加えて玄関屋根軒先は新設(P13表・P138)
		基準2	後	フィニアル	当初に形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも趣味的な複製は行われないが、ある時代から続く時計台の意匠・上特約的な意匠として基準2とした。	木製(時計塔正面)に立花1カ所、主屋・奥座敷・玄関に平面計5カ所。すべて形状は当初材と相違し、趣味的な複製は行っていない(P122)。昭和42年、欠落していた座席のフィニアルを座席のものに取り付け(P12)。昭和58年、時計塔頂上フィニアル取替。当初材であったため保管。(P13・P122)。昭和60年、本座・奥座敷フィニアル取替(P13・P122)。平成10年修理で、本座両端フィニアルを取替(P122)
軒廻り		基準2	後	足形(時計塔、フィニアル)	後補材、当初の詳細形状不明だが趣匠上特約的な部位	木製(時計塔棟先端4カ所、フィニアル5カ所)。後補材(P114)であり形状などは古写真から判断できない。
		基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けた後補材	平成10年修理で取り付けた後補材(P31・P134)
		基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)	H30年の塗装工事で、油性調合ペイント白亜鉛引鉄板の生産が白色のみであり、赤色の色彩再現のため、合成樹脂調合ペイントに変更している(H30年外装改修工事報告書)
		基準1	才、準才	木、準才	亜鉛引鉄板、付軒材、広小間、登梁、軒	木製(付軒材)は解体した方が、使用は本座屋瓦の南側に外装材としていたのを年代特定はできていないが、止り・継手の状況から後補材が含まれる(P62)。各面の拝堂の星形彫り2個は当初材(P114)。
		基準1	才、準才	木、準才	【時計塔部】広小間、奥座敷、廻廊、柱頭、軒廻り、軒送り、軒小天井、千鳥破	木製(時計塔正面)に立花1カ所、主屋・奥座敷・玄関に平面計5カ所。すべて形状は当初材と相違し、趣味的な複製は行っていない(P122)。昭和42年、欠落していた座席のフィニアルを座席のものに取り付け(P12)。昭和58年、時計塔頂上フィニアル取替。当初材であったため保管。(P13・P122)。昭和60年、本座・奥座敷フィニアル取替(P13・P122)。平成10年修理で、本座両端フィニアルを取替(P122)
軒廻り		基準1	才、不	【玄関部】広小間、軒送り、軒材中央飾り	広小間は当初材、軒材中央飾りは当初材の可能性が高く、軒送りは不明だが意匠上特約的な安全側を見て基準とした。	広小間はすべて当初材(P63)。H10年修理で、北側の軒材中央飾りは取付けられ口はなく、下側から軒材に角釘を打込みで止まっている(P63)。玄関北側軒材下端中央飾り(C-1)の塗膜層厚より当初材(ハニシ調北四隅柱)と同様の層厚(P127・128)。
		基準1	準才	【玄関部】奥座敷	奥座敷は昭和58年に取替。古写真を見る限り形状、面数は当初とほぼ同じ。意匠上特約的な部位として基準とした。	昭和58年、玄関の奥座敷取替(P13)。形状、面数は古写真を見る限り当初とほぼ同じ。
		基準2	後	【玄関部】淀	後補材(明治末と想定)。明治年代の特殊な材のため基準2とした。	淀はすべて釘で止められた後補材で、柱頭との仕舞から考えて明治末年に取り替えられたものと思われる。両側本体より1の1本は昭和58年の旧材材(P63)
		基準1	才、不	入隅付柱、付廊梁(上端を亜鉛引鉄板包み)	付廊梁は当初材。入隅付柱は年代特定はできていないが安全側を見て基準とした。	1階と2階を分ける付廊梁はすべて当初材。上端に亜鉛引鉄板の水切りを嵌めているが、その下は塗装がけられておらず風化もない。また、現物の正味の水切りにも釘跡があり、材質は軒材からみて亜鉛製の木切りを当初から付けていたと考えられる(P58)。
		基準2	準才	付廊差上端を包む亜鉛引鉄板	納りからみて金属製の木切りを当初から付けていたと考えられる	上端に亜鉛引鉄板の水切りを嵌めているが、その下は塗装がけられておらず風化もない。また、現物の正味の水切りにも釘跡があり、材質は軒材からみて亜鉛製の木切りを当初から付けていたと考えられる(P58)。
外壁		基準2	準才	下見板	下見板年代は明治39年、昭和8、42、51年、平成10年が強い。	昭和42年、昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり幕板(水切り)を解体し幕板(二段)・水切りを新材で復旧(P12)。幕板(2段)と亜鉛引鉄板で包んだ水切りは昭和42年に古写真に基づき復原(P46)
		基準2	準才	水切り(亜鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	外側の欄間には基礎コンクリートの表面に厚さ3センチの軟石を貼り、幕板(2段)と亜鉛引鉄板で包み込んだ水切りを部立てている。これらの幕板は昭和42年の改修で、古写真に基づき復原されたもの(P46)。
		基準3	後	水切りを包む亜鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が強いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初面等の存在の記録が無い。ため昭和42年設置と想定)	外側の欄間には基礎コンクリートの表面に厚さ3センチの軟石を貼り、幕板(2段)と亜鉛引鉄板で包み込んだ水切りを部立てている。これらの幕板は昭和42年の改修で、古写真に基づき復原されたもの(P46)。平成10年修理での解体工事で、幕板(2段)は全解体、付廊差上端の水切りを包む亜鉛引鉄板を全面解体(P81)。窓笠木・水切りの亜鉛引鉄板包み(雑工事)を要した(P67)。新材に取替した部分があるが、在来のもので取り付けた(P135)。
		基準2	準才	主要材・外装・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)	H30年の塗装工事で、油性調合ペイント亜鉛引鉄板の生産が白色のみであったため、色彩再現のため、油性調合ペイント白亜鉛引鉄板(白)を主体に、合成樹脂調合ペイントを調合している(H30年外装改修工事報告書)
開口部・建具		基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤周囲(羽目板)	文字盤は明治14年当時の亜鉛板と考へられていて、文字盤周囲の羽目板は当初材。	文字盤周囲の羽目板はすべて当初材(P59)。時計塔文字盤は金属板が付け付られており、その縁は角釘止めされた水切りを部立てている。部立てられていることから、明治14年当時のものと考えられる。材質の化学分析は行っていないが、亜鉛板と云われており、修理中に硬石を近づけてみたが反応はなかった(P6補注十一)。
		基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風表面菱格子	年代不明のため安全側を原で基準とする	明治42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	【時計塔部】袴部分の彫羽目板	西洋袴部分の彫羽目板は平成10年修理で取替	袴部分の彫羽目板で取替材であることが分かっているのは、西洋袴部分の彫羽目板(P58)と、東面南面(時期不明、前面の小窓を嵌め、後補張り)とした部分(P12)である。それ以外には当初材を含む(P58※当初材の配置は記載がなく不明)
		基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む亜鉛引鉄板	上記「水切り」を包む亜鉛引鉄板に準じた。	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	窓額縁、窓木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
開口部・建具		基準3	後	窓笠木上端を包む亜鉛引鉄板	昭和42年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初面等の存在の記録が無い。ため昭和42年設置と想定)	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	窓建具(上げ下げガラス窓)	昭和42年に昭和58年の建具を切り替へて復原、平成10年修理にて復原	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	建具金物	滑車は昭和58年、昭和42年のもの	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準3	後、不	ガラス	古い年代・取替材のものが現在。今後破損に応じて取替が必要。	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準4	後	付縁	平成10年修理で構造工事の前より調査のため窓額縁の裏に新設。一部現れる前よりなっているため、基準4とした。	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
主要材		後、準才	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕上)	昭和42年に無筋コンクリート布基礎を新設、凝灰岩貼仕上は古写真に基づき復原	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準2	準才	玄関独立柱部基礎(安山岩礎石)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる。	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準1	才、準才	柱	当初材、一部補修で主要な構造を構成する部位	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準3	後	床下換気口	年代不明。明治期の古写真では確認できていないが、昭和8年以降の写真では確認できる。	昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。
		基準3	後	※オ:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後補/不:不明		昭和42年、基礎工事・土居取替・柱頭縁のため建物全面にわたり下見板(5～8枚)を解体し新材で復旧(P12)。(P49・図23)。

外観	部位	基準	分類	仕様	備考	根拠・典拠 ※(PO)は平成10年保存修理工事報告書内の該当頁
屋根	軒廻り	基準2	後	垂鉛引鉄板変置	明治42～44年の間に瓦葺きから金属板葺きに変更、葺き方によってからの取付けはほとんど変っており(付属資料3)。時計塔の意匠上として特徴的なものとして基準2とした。	当初は杜草葺屋根。現在は垂鉛引鉄板変置、ルーフィング葺。明治42年～44年の間に金属板葺きに改修したものを確認。S8、S24、S42、S51、S14に屋根修理の記録あり(P120)。葺き方によってからの取付けはほとんど変わらない(付属資料3)
		基準5	後	【土壁・瓦葺部】構造用瓦葺きル、ルーフィング葺	平成10年修理で土居葺を撤去して設置	平成10年修理で土居葺を撤去して設置(P94)
		基準2	準才	【玄閣・時計塔部】土居葺	平成10年修理で古材を撤去して新材で置き替え。	当時は杜草葺屋根。現在は垂鉛引鉄板変置、土居葺。明治42年～44年の間に金属板葺きに改修したものを確認。S8、S24、S42、S51、S14に屋根修理の記録あり(P120)。
		基準5	後	ルーフィング・タイピング(時計塔屋根軒先、玄閣屋根軒先、本廂と翼屋根(各4カ所))	昭和51年に設置したものを、平成10年修理で更新。	昭和51年に、時計塔屋根軒先・本廂と翼屋根(各4カ所)に設置。平成10年修理で、既設部分の更新に加えて玄閣屋根軒先を新設(P138、P138)
		基準2	後	フィニアル	当初と形状は相違していることは判明しており、これまでの修理でも積極的な復原は行われていないが、あく時代から鑑み時計塔台の意匠上特徴的な部位として基準2とした。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。昭和58年時計塔フィニアル取替。(P121)。
		基準2	後	星形(時計塔、フィニアル)	後継材、当初の詳細形状不明だが遠近上特徴的な部位	木製(時計塔屋根)先端4カ所、フィニアル5カ所。後継材(P114)であり形状などは古写真から判断できない。
		基準4	後	吊環	平成10年修理で取り付けた後継材	平成10年修理で取り付けた後継材(P31・P134)
		基準4	後	格子(主屋屋根面格子)	昭和26年に鉄製格子を制作。平成10年修理で在来品を補修して復旧	昭和26年40に鉄製格子の製作(P13～14年表)。平成10年修理で在来品を補修して復旧(P134)
		基準3	後	屋根塗装	合成樹脂調合ペイント(平成30年にOPからSOPに変更)	H30年の塗装工事で、油性調合ペイント白亜鉛Bの生産が白色のみであり、赤色の色彩再現のため、合成樹脂調合ペイントに変更している(H30年外部改修工事報告書)。
		準才	準才	【主廂・土居部】化粧合木、持送り、長押、小間壁、付軒桁、広小間、登梁、軒端飾、母屋、鼻隠、柱巻壁、十字状飾り・星形飾り	星形飾り当初材、その他ほぼ当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)	鼻隠は解体したが、破面は本屋裏面の簡陋な外解体していないので年代特定はできていないが、正副・欄手の状況から後継材が含まれる(P62)。名面の柱巻壁の星形飾り2個は当初材(P114)。
軒廻り	軒廻り	準才	準才	【時計塔部】広小間、軒端飾(柱頭飾形)、軒端飾、持送り、軒小尖共、千鳥破	当初材(取替材を含むが年代特定はできないため安全側を見て基準1とした)	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	【玄閣部】広小間、持送り、軒桁中央飾り	広小間は当初材、軒桁中央飾りも当初材と考えられる。持送りは不明だが遠近上特徴的で安全側を見て基準1とした。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	【玄閣部】鼻隠	鼻隠は昭和58年に取替。古写真より形状、個数は同じ。意匠上特徴的な部位として基準1とした。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	後	【玄閣部】淀	後継材(明治末と想定)。明治年代の特殊な材のため基準2とした。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	入隅付柱、付腰梁(上端を垂鉛引鉄板包み)	付腰梁は当初材。入隅付柱は年代特定はできないが安全側を見て基準1とした。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	付腰差上端を包む垂鉛引鉄板	納まりからみて金属製の木切りを当初から付けていたと考えられる。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	下見板	下見板年代は昭和8、42年。平成10年が現在。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	幕板(二段)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	木切り(垂鉛引鉄板包み)	昭和42年の修理にて古写真に基づき復原	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準3	後	木切りを包む垂鉛引鉄板	昭和42年から設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、平成10年修理での解体調査時の記録に当初葺きの存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
外壁	外壁	基準2	準才	主要材・外壁・建具等塗装	油性調合ペイント(調色のため、合成樹脂調合ペイントを含む)	H30年の塗装工事で、油性調合ペイント白亜鉛Bの生産が白色のみであったため、色彩再現のため、油性調合ペイント白亜鉛B(白)を主体に、合成樹脂調合ペイントを調合して(H30年外部改修工事報告書)。
		基準1	才	【時計塔部】文字盤、文字盤側面(羽目板)	文字盤は明治14年当時の垂鉛板と考えられている。文字盤側面の羽目板は当初材。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準1	不	【時計塔部】付柱、見切板、腰水切り、千鳥破風表面菱格子	年代不明のため安全側を見て基準1とする	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	【時計塔部】樽部分の堅羽目板	昭和422年に前面の小屋を撤した部分に堅羽目板とされている。それ以外の年代は不明。当初材を含む可能性があり、安全側を見て基準1とする。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準3	後	【時計塔部】腰水切りを包む垂鉛引鉄板	上記「木切り」を包む垂鉛引鉄板に準じた。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	窓額縁、笠木、化粧縁、窓枠	昭和42年に復原	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準3	後	窓笠木上端を包む垂鉛引鉄板	昭和422年に設置(昭和42年以降の改修履歴が無いこと、保存修理工事時に当初葺きの存在の記録が無いため昭和42年設置と想定)	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	窓建具(上げ下げ付ガラス窓)	昭和422年に昭和8年の建具を切り詰め用して復原。平成10年修理にて復原	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	建具金物	滑車は昭和8年、昭和42年のもの	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		後、不	後、不	ガラス	古い年代・取替材のものが現在。今後は破面に応じ取替が必要。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
開口部・建具	開口部・建具	基準4	後	付縁	平成10年修理で構造用合板の付縁を撤去して取替が必要。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	後、準才	外周基礎(無筋コンクリート布基礎+凝灰岩貼仕)	昭和422年に無筋コンクリート布基礎を新設。凝灰岩軟石貼仕は古写真に基づき復原	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才	玄閣独立柱部基礎(安山岩礎石)	年代不明だが、明治期の古写真でも基礎石は確認できる	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	才	柱	当初材	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準1	才	柱	当初材	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準3	後	床下熱気口	年代不明。明治期の古写真では確認できないが、昭和8年以降の写真では確認できる。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		準才	準才	煙突(屋根上・札幌軟石化粧積み)	当初位置の煙突は明治39年に撤去、現在のもは昭和24年に設置。昭和42年に外周、当初の石積みの札幌軟石に復原(P12)。平成10年修理で鉄筋挿入・モルタル充填補修(P134)。	木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才			木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才			木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。
		基準2	準才			木製(時計塔屋根)に立休(カ所、主廂・翼根、玄閣に平面葺きカ所)。すべて形状は当初材と相違し、積極的な復原は行っていない(P122)。

※才:オリジナル/準才:準オリジナル/後:後継材/不:不明